

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令 ※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）の3省令を改正	電波法（昭和25年法律第131号）	別添 1
(2) 無線局運用規則第十八条の二の規定による無線局が同規則の規定によることが困難であるか不合理である場合の当該無線局の通信方法の特例を定める件（昭和37年郵政省告示第361号）の一部を改正する件（告示）	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第18条の2	別添 2
(3) 呼出名称記憶装置を装置しなければならない簡易無線局及びその呼出名称記憶装置の技術的条件を定める件（平成20年総務省告示第466号）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第9条の2第1項	別添 3
(4) 簡易無線局の無線設備の一の筐体に収めることを要しない装置、発射可能な周波数及び空中線電力、送信時間制限装置及びキャリアセンスの技術的条件を定める件（平成20年総務省告示第467号）の一部を改正する件（告示）	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第54条第2号	別添 4
(5) 周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）の一部を変更する件（告示）	電波法（昭和25年法律第131号）第26条第1項	別添 5
(6) 簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、簡易無線局の周波数及び空中線電力を定める等の件（平成6年郵政省告示第405号）は、廃止を廃止	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第13条第1項	別添 6
(7) 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令	電波法（昭和25年法律第131号）第7条	別添 7